

平成30年4月1日～道路占用料改正前後比較表

(道路占用料の増及びその他の変更:赤字、道路占用料の減:青字)

占用物件		占用料			
		単位	改正後単価 (円)	改正前単価 (円)	
1 柱類	電柱並びにその支柱、支線柱及び支線	1本につき1年	4,644	4,320	
	電話柱(電柱であるものを除く。)並びにその支柱、支線柱及び支線		2,412	2,232	
	街灯(電柱又は電話柱であるものを除く。)		1,044	1,044	
	その他のもの		4,644円以内でその都度市長が定める額	4320円以内でその都度市長が定める。	
2 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	4,164	4,356	
3 郵便差出箱及び信書便差出箱		1個につき1年	1,548	1,620	
4 上空又は地下に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	24	24	
5 変圧器	路上に設けるもの	1個につき1年	1,692	1,764	
	地下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,548	1,440	
6 架空の管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	120	108	
	外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの		156	144	
	外径が0.10メートル以上0.15メートル未満のもの		240	216	
	外径が0.15メートル以上0.20メートル未満のもの		312	288	
	外径が0.20メートル以上0.30メートル未満のもの		468	432	
	外径が0.30メートル以上0.40メートル未満のもの		624	576	
	外径が0.40メートル以上0.70メートル未満のもの		1,092	1,008	
	外径が0.70メートル以上1.00メートル未満のもの		1,548	1,440	
7 地下埋設物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	120	108	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		156	144	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		240	216	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		312	288	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		468	432	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		624	576	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		1,092	1,008	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,548	1,440	
8 マンホールその他これに類するもの	外径が1メートル以上のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	3,096	2,880	
	その他のもの		3,444	3,600	
9 軌道その他これに類するもの		占用面積1平方メートルにつき1年	3,444	3,600	
10 日よけ、雨よけその他これらに類するもの		占用面積1平方メートルにつき1年	129	120	
11 アーチその他これに類するもの		占用面積1平方メートルにつき1年	168	168	
12 地下室、地下街その他これらに類するもの		占用面積1平方メートルにつき1年	2,904	2,952	
13 渡り廊下等上空又は地下に設ける通路		占用面積1平方メートルにつき1年	2,904	2,952	
14 露店、商品置場その他これらに類するもの		占用面積1平方メートルにつき1月	536	624	
15 道路法施行令(昭和27年政令第479号)第7条第12号に掲げる器具		占用面積1平方メートルにつき1年	4,452	4,452	
16 広告看板類	電柱等既設占用物件に巻付けのもの	1枚につき1月	121	132	
	電柱等既設占用物件に添加のもの (改正前の単位は表示面積1平方メートルにつき1月)		242	252	
	突出し看板及び官公署の宣伝併用の看板		表示面積1平方メートルにつき1月	176	176
	その他の広告看板類(アーチであるものを除く。)		356	356	
17 広告塔	直径又は長辺が1メートル未満で高さが4メートル未満のもの	1基につき1月	3,215	3,684	
	その他のもの		6,430	7,356	
18 送電塔		占用面積1平方メートルにつき1年	3,444	3,600	
19 標識及び標柱類	乗合自動車停留所のもの	1本につき1年	2,244	2,340	
	その他のもの	1本につき1月	287	300	
20 アーチ	上空のみ占用のもの	1基につき1月	1,206	1,236	
	柱の直径又は長辺が0.2メートル未満のもの		2,412	2,460	
	柱の直径又は長辺が0.2メートル以上のもの		3,858	3,924	
21 工事用施設	路上の板囲い、足場又は工事用材料置場	占用面積1平方メートルにつき1月	536	624	
	上空に設ける足場又は養生棚		242	252	
22 その他のもの		占用面積1平方メートル又は長さ1メートルにつき1月	536円以内でその都度市長が定める額	624円以内でその都度市長が定める。	